

寄居町商工会 バナー広告募集要項

1. 目的

自主財源の確保と会員事業所の販路拡大や事業活動の促進といった会員サービスの向上を目的として当会ホームページ内にバナー広告枠を設ける。

2. 掲載場所

寄居町商工会ホームページトップページ下

3. 募集枠・規格

4 枠（固定型）

●サイズ 横 245ピクセル × 縦 60ピクセル

●画像データ jpg、gif形式

4. 広告掲載料（1枠、税込）

6ヶ月 3,000円

5. 掲載基準

次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の対象となりません。

（1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

（2）公序良俗に反する内容及び特定人物、特定組織等への誹謗中傷を行うなど、公共性、中立性を損なう恐れのあるもの。

（3）政治又は宗教に関するもの。

（4）風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの。

（5）青少年の保護および健全育成に反するもの。

（6）誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切であり、消費者保護の観点からふさわしくないもの。

（7）前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと寄居町商工会が認めるもの。

6. 申込方法

①掲載希望月の2週間前までに、寄居町商工会へ直接、又はメール等でお申し込みください。

②掲載月の1週間前までに使用バナーをメールにてお送りください。※別途バナーの製作も別料金にて承ります。

③バナー到着後掲載料をご請求いたします。期日までにお支払いください。

7. 広告掲載料の返還

広告掲載料は当会の都合により広告の掲載が出来なくなった場合を除いて、一切返還致しません。

8. 広告掲載事業所の責務

広告掲載事業所は、広告の内容に関し生じた問題について全責任を負うものとし、広告の掲載について関係法令の遵守に努めることとする。

9. 広告掲載の取り消し

当会は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができる。

（1）広告掲載事業所のホームページが事前の連絡なく閉鎖されたとき。

（2）広告掲載事業所のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、掲載基準の規定に反する状態に陥っていると判断したとき。

（3）その他、広告掲載事業所の反社会的行為あるいは非社会的行為等、当該広告掲載事業所の広告を掲載することが不適当であると判断したとき。

10. その他

その他要項に定めのないものについては、当会と広告掲載事業主が協議の上、決定するものとする。